

第4章 地域福祉の推進に向けて

1 地域共生社会の実現に向けて

本計画の推進を通して、すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを進める「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手、受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。

地域共生社会の実現に向けて、国は、対人支援において求められるアプローチ、市町村の包括支援体制の構築、新たな事業イメージとして「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域づくりに向けた支援」を提示しています。

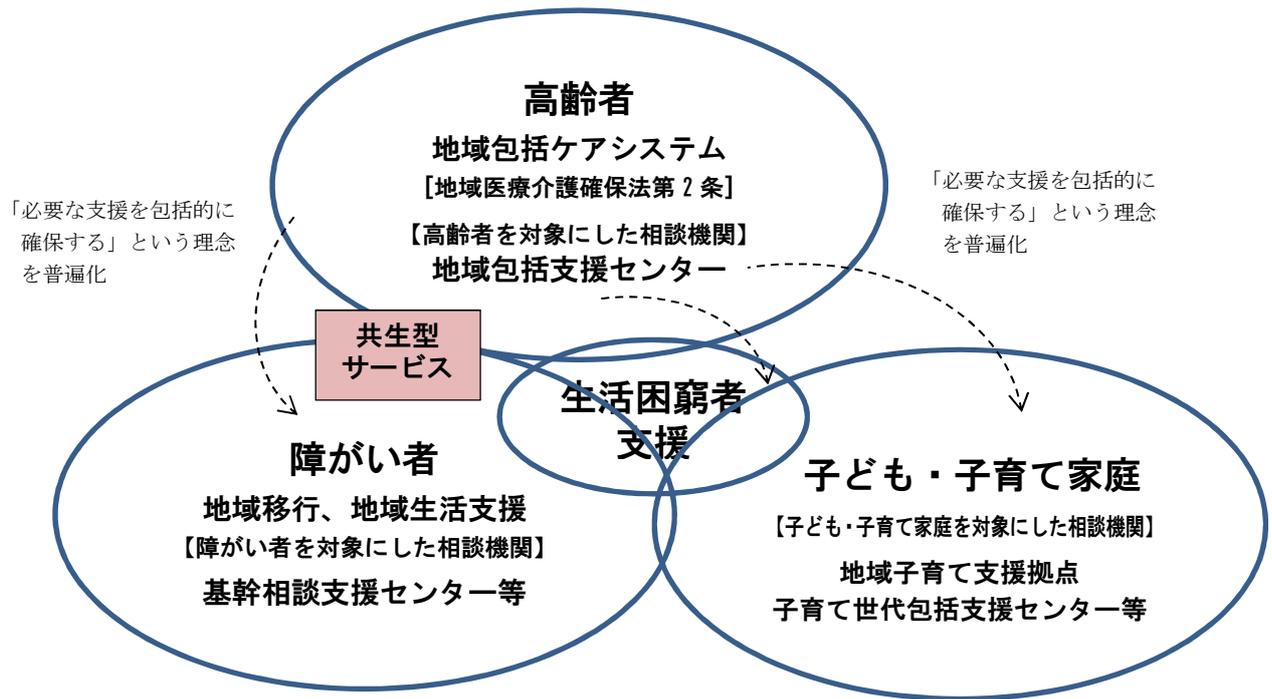
北区においても、包括的支援と参加・協働を推進するという地域福祉の潮流を捉えながら、本計画に明示したとおり、「地域でつながり支え合う活動の支援」「きめの細かい相談・支援の充実」「ふくしのまなび」に取り組んでいきます。

また、自殺対策におけるメンタルヘルス等の支援や、犯罪・非行の繰り返しを防ぐための支援等、国の法律改正等によって新たに対応が求められる事項について、行政の各分野や関係機関等と連携のうえ対応していきます。



資料：厚生労働省 地域共生社会推進検討会 資料より抜粋

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化	制度の狭間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の親と無職独身の50代の子が同居（8050） ・ 介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等 ⇒各分野の関係機関の連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「ごみ屋敷」 ・ 障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否 等

資料：「地域共生社会の実現に向けて（地域を基盤とする包括的支援の強化）」厚生労働省ホームページより作成

新たな事業の枠組

◆断らない相談支援

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障がい、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

対象者の属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用しつつ、既存制度では利用できない資源が存在しない狭間のニーズに対して、市町村が事業を柔軟に組み立て、実施。

◆地域づくりに向けた支援

各制度（高齢、障がい、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とするとともに、以下の機能を確保。

- － ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
- － 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

資料：厚生労働省 地域共生社会推進検討会 資料より抜粋

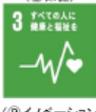
2 誰一人取り残されない社会をめざして

「地域共生社会」をめざす取り組みは、住民の参画によって生活課題を解決していく地域力を伸ばすとともに、支え、支えられる関係を循環させて誰もが役割と生きがいを持つ社会を醸成し、ひいては地域における人と資源の循環を生み出して地域社会の持続的発展を実現することにつながります。

そしてこのことは、すべての人の人権が尊重され、尊厳と平等の下に、健康な環境ですべての人が潜在能力を発揮できる「誰一人とり残されない社会」の実現をめざして国際連合が 2015 年に採択した世界共通の目標である SDGs[※]（「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」）が、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」を掲げている方向性とも重なります。身近な地域から始める地域福祉の取り組みは、その確かな一歩となります。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている）。特徴は、以下の5つ。

<p>①貧困</p> 	<p>②飢餓</p> 	<p>③保健</p> 	<p>④教育</p> 	<p>⑤ジェンダー</p> 	<p>⑥水・衛生</p> 	<p>普遍性 先進国を含め、全ての国が行動</p> <p>包摂性 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」</p> <p>参画型 全てのステークホルダーが役割を</p> <p>統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む</p> <p>透明性 定期的にフォローアップ</p>
<p>⑦エネルギー</p> 	<p>⑧成長・雇用</p> 	<p>⑨イノベーション</p> 	<p>⑩不平等</p> 	<p>⑪都市</p> 	<p>⑫生産・消費</p> 	
<p>⑬気候変動</p> 	<p>⑭海洋資源</p> 	<p>⑮陸上資源</p> 	<p>⑯平和</p> 	<p>⑰実施手段</p> 		

資料：「持続可能な開発目標」（SDGs）について 外務省ホームページより

3 区民に寄り添う区役所をめざして

平成 30 年度の区民アンケートでは、地域福祉における取り組みで区役所に求めることとして「身近なところで相談できるしくみづくり」が最も多くあげられていました。北区ではすでに CSW などの専門職を配置しており、今後はより区民に知っていただけるよう周知・広報を充実するとともに、多様な課題に対し、適切に対応できるよう専門性のスキル向上に取り組みます。また、複合的課題を抱える人や世帯に対して、相談支援機関とも連携して課題解決に取り組めるよう区役所も役割を果たしてまいります。

北区では、今後も人口の移動や増加が進み、高齢化社会の進展などと合わせ、さまざまな福祉課題の増加が見込まれます。区役所は、本計画の基本理念である「人と人とのつながりと支え合いのまち北区」をもとに、地域福祉を推進する主人公である区民のみなさんとともに取り組んでまいります。

※SDGs：持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

4 北区役所職員の地域福祉推進への取り組み

区役所の職員一人ひとりが、行政職員として地域福祉を推進する担い手であるという意識を高め、生活課題を抱える人等への理解を深め、課題を早期に発見できるよう福祉に関する研修を進めます。

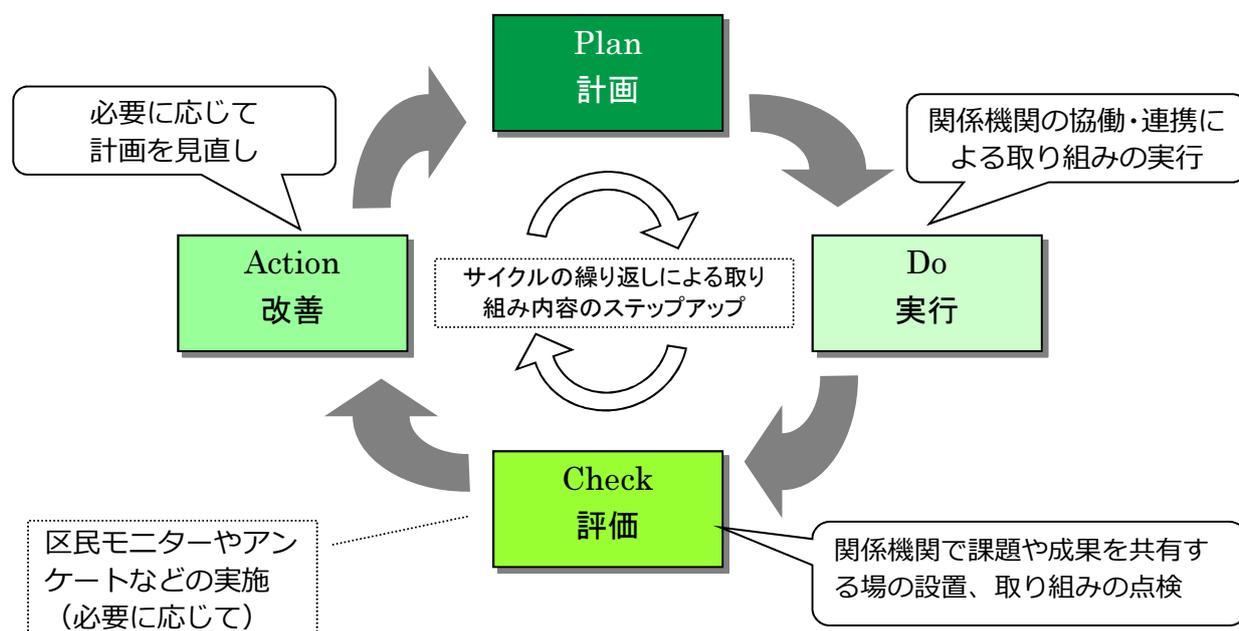
また、地域福祉の推進にあたっては区役所の各課が縦割りではなく連携して取り組むとともに、各窓口においても、区民からの地域福祉に関する問い合わせに対して、適切な情報提供を行うことができるよう、環境整備を進めます。

5 計画の評価・推進の体制

本計画に掲載している取り組みを着実に推進し、めざすビジョンに近づけるため、「北区地域福祉推進会議」において、PDCAサイクルマネジメントにより、計画の検証と評価を行います。

P (Plan : 計画) → D (Do : 実行) → C (Check : 評価) → A (Action : 改善) の考え方に基づき、計画・事業の進捗状況や課題等を把握するとともに、事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直しながら、北区の地域福祉にふさわしい取り組みを推進していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



そのために、区役所は、区社協における「地域福祉活動計画」をともに進め、小地域における地域福祉活動を支援するとともに、区民をはじめ、区社協や関係機関、区内の企業・事業所との連携のもと、取り組みを進めていきます。

地域福祉に関わるそれぞれの取り組みの成果、課題等については、関係機関で構成する「北区地域福祉推進会議」「北区地域支援連絡会議」において共有化に努めます。

また、本計画に基づいて実施する事業の効果検証やさらなるニーズ把握のため、必要に応じて区民アンケート等の手法による区民意識調査を実施します。

6 「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」に基づく取り組みの推進

北区役所と北区社会福祉協議会は平成 26 年 4 月に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結しています。地域福祉における将来的な展望を共有し、それぞれの役割を果たし、地域福祉の推進を図っていきます。

